

第1820号
令和5年8月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 無期契約労働者と有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

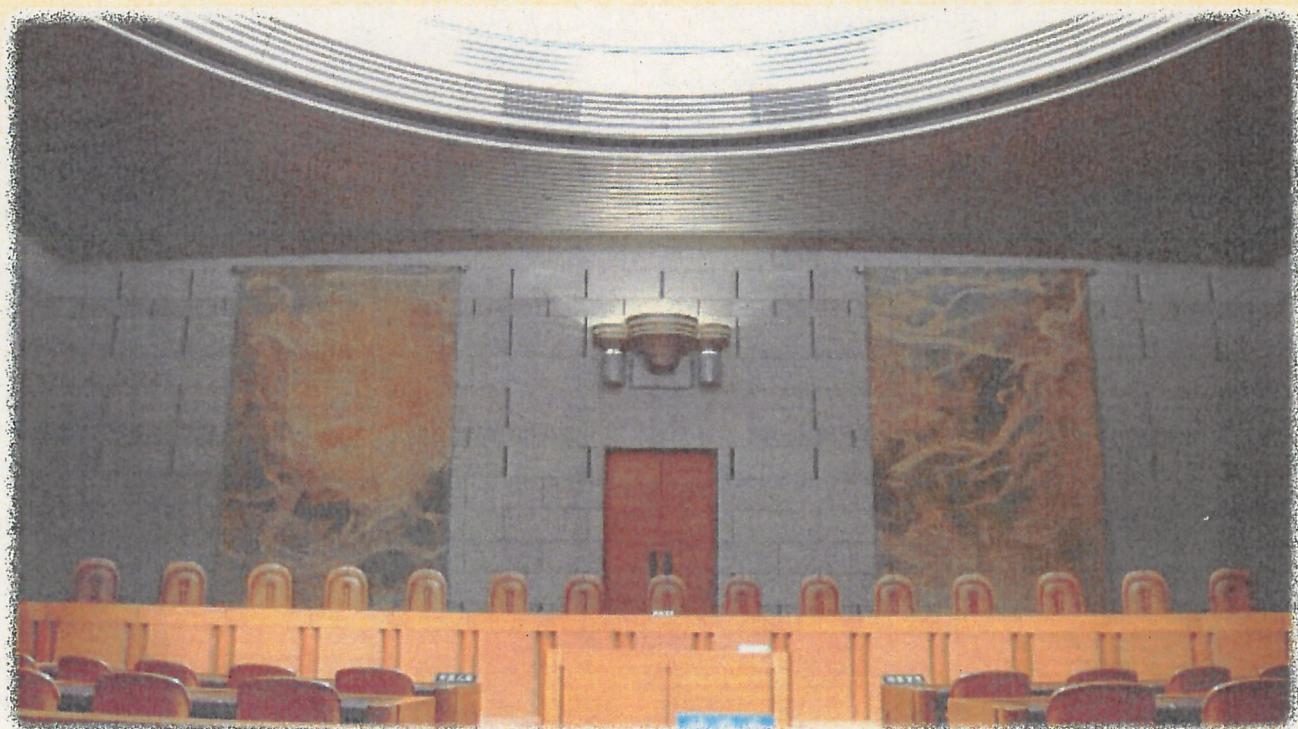
（令和4年（受）第1293号・令和5年7月20日 第一小法廷判決 一部破棄差戻し、一部却下）

◎記事 4

- 人事異動（7月20日～8月1日）
- 令和6年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験問題（論文）

◎最高裁判所規則 12

- 刑事訴訟規則の一部を改正する規則について



裁判例

民事

◎無期契約労働者と有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 地位確認等請求事件

最高裁判所令和4年（受）第1293号

令和5年7月20日 第一小法廷判決

一部破棄差戻し、一部却下

上告人 株式会社名古屋自動車学校

被上告人 X₁ ほか1名

原審 名古屋高等裁判所

主文

- 原判決中、被上告人らの基本給及び賞与に係る損害賠償請求に関する上告人敗訴部分を破棄する。
- 前項の部分につき、本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。
- 上告人のその余の上告を却下する。
- 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人草野勝彦ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人を定年退職した後に、上告人と期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結して勤務していた被上告人らが、上告人と期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）を締結している労働者との間における基本給、賞与等の相違は労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの。以下同じ。）20条に違反するものであったと主張して、上告人に対し、不法行為等に基づき、上記相違に係る差額について損害賠償等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1)ア 上告人の就業規則等によれば、上告人と無期労働契約を締結して自動車教習所の教習指導員の業務に従事していた者（以下「正職員」という。）の賃金は、月給制であり、基本給、役付手当等で構成されて

いた。このうち、基本給は一律給と功績給から成り、役付手当は主任以上の役職に就いている場合に支給するものとされていた。また、正職員に対しては、夏季及び年末の年2回、賞与を支給するものとされ、その額は、基本給に所定の掛け率を乗じて得た額に10段階の勤務評定分を加えた額とされていた。

正職員は、役職に就き、昇進することが想定されており、その定年は60歳であった。

イ 平成25年以降の5年間における基本給の平均額は、管理職以外の正職員のうち所定の資格の取得から1年以上勤務した者については、月額14万円前後で推移していた。上記平均額は、上記の者のうち勤続年数が1年以上5年未満のもの（以下「勤続短期正職員」という。）については月額約11万2000円から約12万5000円までの間で推移していたが、勤続年数に応じて増加する傾向にあり、勤続年数が30年以上のものについては月額約16万7000円から約18万円までの間で推移していた。

また、平成27年の年末から令和元年の夏季までの間における賞与の平均額は、勤続短期正職員については、1回当たり約17万4000円から約19万600円までの間で推移していた。

(2)ア 上告人は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律9条1項2号所定の継続雇用制度を導入しており、定年退職する正職員のうち希望する者については、期間を1年間とする有期労働契約を締結し、これを更新して、原則として65歳まで再雇用することとしていた。

イ 上告人は、上記アの有期労働契約に基づき勤務する者（以下「嘱託職員」という。）の労働条件について、正職員に適用される就業規則等とは別に、嘱託規程を設けていた。嘱託規程においては、嘱託職員の賃金体系は勤務形態によりその都度決め、賃金額は経歴、年齢その他の実態を考慮して決める旨や、再雇用後は役職に就かない旨等が定められていた。

また、上記アの有期労働契約においては、勤務成績等を考慮して「臨時に支払う給与」（以下「嘱託職員一時金」という。）を支給することがある旨が定められていた。

(3)ア 被上告人X₁は、昭和51年頃以降正職員として勤務し、主任の役職にあった平成25年7月12日、退職金の支給を受けて定年退職した。被上告人X₁は、定年退職後再雇用され、同月13日から同30年7月9日までの間、嘱託職員として教習指導員の業務に従事した。

被上告人X₂は、昭和55年以降正職員として勤務し、主任の役職にあった平成26年10月6日、退職金の支給を受けて定年退職した。被上告人X₂は、定年退職

後再雇用され、同月7日から令和元年9月30日までの間、嘱託職員として教習指導員の業務に従事した。

イ 被上告人X₁の基本給は、定年退職時には月額18万1640円であったところ、再雇用後の1年間は月額8万1738円、その後は月額7万4677円であった。被上告人X₂の基本給は、定年退職時には月額16万7250円であったところ、再雇用後の1年間は月額8万1700円、その後は月額7万2700円であった。

被上告人X₁は、定年退職前の3年間において、1回当たり平均約23万3000円の賞与の支給を受けていたところ、再雇用後、有期労働契約に基づき、正職員に対する賞与の支給と同時期に嘱託職員一時金の支給を受けており、その額は、平成27年の年末以降、1回当たり8万1427円から10万5877円までであった。被上告人X₂は、定年退職前の3年間において、1回当たり平均約22万5000円の賞与の支給を受けていたところ、再雇用後、上記と同様に嘱託職員一時金の支給を受けており、その額は、平成27年の年末以降、1回当たり7万3164円から10万7500円までであった。

被上告人らは、再雇用後、厚生年金保険法及び雇用保険法に基づき、原判決別紙1及び3の「厚生年金（報酬比例部分）」欄及び「高年齢雇用継続給付金」欄記載のとおり、老齢厚生年金及び高年齢雇用継続基本給付金を受給した。

（4）被上告人X₁は、平成27年2月24日、上告人に対し、自身の嘱託職員としての賃金を含む労働条件の見直しを求める書面を送付し、同年7月18日までの間、この点に関し、上告人との間で書面によるやり取りを行った。

また、被上告人X₁は、所属する労働組合の分会長として、平成28年5月9日、上告人に対し、嘱託職員と正職員との賃金の相違について回答を求める書面を送付した。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人らの基本給及び賞与に係る損害賠償請求を一部認容すべきものとした。

被上告人らについては、定年退職の前後を通じて、主任の役職を退任したことを除き、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲に相違がなかったにもかかわらず、嘱託職員である被上告人らの基本給及び嘱託職員一時金の額は、定年退職時の正職員としての基本給及び賞与の額を大きく下回り、正職員の基本給に勤続年数に応じて増加する年功的性格があることから金額が抑制される傾向にある勤続短期正職員の基本給及び賞与の額をも下回っている。このような帰結は、労使自治が反

映された結果でなく、労働者の生活保障の観点からも看過し難いことなどに鑑みると、正職員と嘱託職員である被上告人らとの間における労働条件の相違のうち、被上告人らの基本給が被上告人らの定年退職時の基本給の額の60%を下回る部分、及び被上告人らの嘱託職員一時金が被上告人らの定年退職時の基本給の60%に所定の掛け率を乗じて得た額を下回る部分は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

（1）労働契約法20条は、有期労働契約を締結している労働者と無期労働契約を締結している労働者の労働条件の格差が問題となっていたこと等を踏まえ、有期労働契約を締結している労働者の公正な待遇を図るため、その労働条件につき、期間の定めがあることにより不合理なものとすることを禁止したものであり、両者の間の労働条件の相違が基本給や賞与の支給に係るものであったとしても、それが同条にいう不合理と認められるものに当たる場合はあり得るものと考えられる。もっとも、その判断に当たっては、他の労働条件の相違と同様に、当該使用者における基本給及び賞与の性質やこれらを支給することとされた目的を踏まえて同条所定の諸事情を考慮することにより、当該労働条件の相違が不合理と評価することができるものであるか否かを検討すべきものである（最高裁令和元年（受）第1190号、第1191号同2年10月13日第三小法廷判決・民集74巻7号1901頁参照）。

（2）以上を前提に、正職員と嘱託職員である被上告人らとの間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違について検討する。

ア 前記事実関係によれば、管理職以外の正職員のうち所定の資格の取得から1年以上勤務した者の基本給の額について、勤続年数による差異が大きいとまではいえないことからすると、正職員の基本給は、勤続年数に応じて額が定められる勤続給としての性質のみを有するということはできず、職務の内容に応じて額が定められる職務給としての性質をも有するものとみる余地がある。他方で、正職員については、長期雇用を前提として、役職に就き、昇進することが想定されていたところ、一部の正職員には役付手当が別途支給されていたものの、その支給額は明らかでないこと、正職員の基本給には功績給も含まれていることなどに照らすと、その基本給は、職務遂行能力に応じて額が定められる職能給としての性質を有するものとみる余地もある。そして、前記事実関係からは、正職員に対して、上記のように様々な性質を有する可能性がある基本給を支給することとされた目的を確定することも

できない。

また、前記事実関係によれば、嘱託職員は定年退職後再雇用された者であって、役職に就くことが想定されていないことに加え、その基本給が正職員の基本給とは異なる基準の下で支給され、被上告人らの嘱託職員としての基本給が勤続年数に応じて増額されることもなかったこと等からすると、嘱託職員の基本給は、正職員の基本給とは異なる性質や支給の目的を有するものとみるべきである。

しかるに、原審は、正職員の基本給につき、一部者の勤続年数に応じた金額の推移から年功的性格を有するものであったとするにとどまり、他の性質の有無及び内容並びに支給の目的を検討せず、また、嘱託職員の基本給についても、その性質及び支給の目的を何ら検討していない。

イ また、労使交渉に関する事情を労働契約法20条にいう「その他の事情」として考慮するに当たっては、労働条件に係る合意の有無や内容といった労使交渉の結果のみならず、その具体的な経緯をも勘案すべきものと解される。

前記事実関係によれば、上告人は、被上告人X₁及びその所属する労働組合との間で、嘱託職員としての賃金を含む労働条件の見直しについて労使交渉を行っていたところ、原審は、上記労使交渉につき、その結果に着目するにとどまり、上記見直しの要求等に対する上告人の回答やこれに対する上記労働組合等の反応の有無及び内容といった具体的な経緯を勘案していない。

ウ 以上によれば、正職員と嘱託職員である被上告人らとの間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違について、各基本給の性質やこれを支給することとされた目的を十分に踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮しないまま、その一部が労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を誤った違法がある。

(3) 次に、正職員と嘱託職員である被上告人らとの間で賞与と嘱託職員一時金の金額が異なるという労働条件の相違について検討する。

前記事実関係によれば、被上告人らに支給された嘱託職員一時金は、正職員の賞与と異なる基準によってではあるが、同時期に支給されていたものであり、正職員の賞与に代替するものと位置付けられていたということができるところ、原審は、賞与及び嘱託職員一時金の性質及び支給の目的を何ら検討していない。

また、上記(2)イのとおり、上告人は、被上告人X₁の所属する労働組合等との間で、嘱託職員としての労働条件の見直しについて労使交渉を行っていたが、原審は、その結果に着目するにとどまり、その具体的な経

緯を勘案していない。

このように、上記相違について、賞与及び嘱託職員一時金の性質やこれらを支給することとされた目的を踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮しないまま、その一部が労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいう限度で理由があり、原判決中、被上告人の基本給及び賞与に係る損害賠償請求に関する上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、被上告人らが主張する基本給及び賞与に係る労働条件の相違が労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たるか否か等について、更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人のその余の上告については、上告人が上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹)

記事

◎人事異動

名古屋高等裁判所判事

名古屋地方裁判所長

名古屋地方裁判所長

仙台家庭裁判所長

仙台家庭裁判所長

東京家庭裁判所判事

東京家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事

鹿児島地方・家庭裁判所判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補

定年退官

京都簡易裁判所判事

京都簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事

定年退官

福岡簡易裁判所判事

定年退官

那覇家庭裁判所長

那覇家庭裁判所長

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長

福岡高等裁判所判事

福岡高等裁判所判事

熊本地方・家庭裁判所判事

熊本地方・家庭裁判所判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補

東京高等裁判所判事

同

東京地方裁判所判事

事務総局総務局第二課長

事務総局総務局第二課長

司法研修所教官

司法研修所教官

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

事務総局総務局付兼人事局付

事務総局総務局付兼人事局付

東京地方裁判所判事

吉村典晃

入江 猛

小森田恵樹

野原俊郎

鈴村悠恭

前川隆子

(以上 7月 20 日)

伊藤知広

(以上 7月 21 日)

大津康廣

藤田光代

(7月 22 日)

溝國禎久

小野寺優子

山下隼人

浜崎俊文

(以上 7月 23 日)

金子 修

宮崎拓也

川瀬孝史

遠藤謙太郎

毛利友哉

川山泰弘

綿引朋子

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

池田知子

(以上 7月 24 日)

福岡地方・家庭裁判所判事補

千葉地方・家庭裁判所判事補

中山詩穂

(7月 27 日)

辞職

最高裁判所大法廷首席書記官

佐藤信哉

最高裁判所第一小法廷首席書記官

寺尾英明

最高裁判所第二小法廷首席書記官

村上政司

最高裁判所訟廷首席書記官

長郷文香

事務総局家庭審議官

高橋直人

裁判所職員総合研修所事務局長

布施敏幸

東京高等裁判所刑事首席書記官

横山真幸

東京高等裁判所事務局次長

加藤和広

東京簡易裁判所民事次席書記官兼刑事

黒澤和之

次席書記官

樋口 豊

新潟家庭裁判所首席書記官

原田 明

名古屋高等裁判所民事首席書記官

神谷秀行

名古屋高等裁判所刑事首席書記官

廣田幸紀

名古屋家庭裁判所家事首席書記官

梶原陽一朗

福岡高等裁判所刑事首席書記官

髭野勝之

福岡高等裁判所事務局次長

川崎道治

大分地方裁判所刑事首席書記官

中井靖大

宮崎地方裁判所刑事次席書記官

富田真生

仙台地方裁判所刑事首席書記官

板野繁樹

福島地方裁判所刑事首席書記官

小澤良平

旭川検察審査会事務局長

高橋素明

高松高等裁判所事務局次長

(以上 7月 30 日)

奈良地方・家庭裁判所葛城支部長

真鍋秀永

大阪家庭裁判所判事

大阪家庭裁判所判事

野口卓志

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

盛岡地方・家庭裁判所判事兼盛岡地方

藤原和子

・家庭裁判所二戸支部判事

盛岡地方・家庭裁判所判事補兼盛岡地方

藤原弓子

・家庭裁判所二戸支部判事補

東京地方・家庭裁判所立川支部判事補

任期終了退官

甲府簡易裁判所判事兼鰍沢簡易裁判所

鶴岡俊一

判事

札幌簡易裁判所判事

觀音寺簡易裁判所判事兼丸亀簡易裁判

甲斐裕司

所判事兼高松簡易裁判所判事

野藤直文

依願退官

奈良地方・家庭裁判所葛城支部長

佐茂 剛

久留米簡易裁判所判事	日野靖史	札幌簡易裁判所判事	小澤良平
辞職		高松簡易裁判所判事	高橋素明
司法研修所事務局総務課長	本田千鶴	東京地方裁判所判事	阿部雅彦
宇都宮地方裁判所民事首席書記官	樋口敏子	東京高等裁判所判事	森 健二
前橋地方裁判所刑事首席書記官	高瀬美喜男	同	
大阪高等裁判所民事次席書記官	宮本光浩	久留米簡易裁判所判事	出口曜資
名古屋家庭裁判所事務局次長	竹内 亨	福岡簡易裁判所判事	
広島地方裁判所事務局長	山本実雄	観音寺簡易裁判所判事兼丸亀簡易裁判所	
	(以上 7月 31日)	判事兼高松簡易裁判所判事	
東京高等裁判所判事	大西勝滋	高松簡易裁判所判事	中村玄介
同	古谷恭一郎	最高裁判所大法廷首席書記官	
同	衣斐瑞穂	東京地方裁判所事務局長	定久朋宏
横浜地方・家庭裁判所判事補	番條雅代	最高裁判所第一小法廷首席書記官	
東京簡易裁判所判事	加藤和広	那覇地方裁判所事務局長	宮下美和
同	黒澤和之	最高裁判所第二小法廷首席書記官	
同	佐藤信哉	大阪地方裁判所民事首席書記官	吉田隆樹
同	白崎直彦	最高裁判所訟廷首席書記官	
同	高橋直人	千葉地方裁判所事務局長	中橋 章
同	寺尾英明	事務総局家庭審議官	
同	長郷文香	東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	西川裕巳
同	樋口 豊	最高裁判所判事秘書官	
同	布施敏幸	東京地方裁判所主任書記官	沼澤秀年
同	本田千鶴	同	堀崎真二
同	村上政司	東京簡易裁判所主任書記官	中原弘貴
同	森田育生	同	本田裕紀
同	山本隆行	事務総局総務局参事官兼情報政策課参事官	
同	横山真幸	事務総局総務局審査官兼情報政策課審査官	田川 実
同	渡辺一弥	東京地方裁判所事務局人事課長	日吉朝明
同	氏家裕美	事務総局総務局審査官	
同	柏原成光	東京地方裁判所事務局用度課長	岡元勇人
同	木原義則	事務総局人事局参事官	
同	小林智人	東京高等裁判所事務局人事課長	松本茂一
同	西川浩二	事務総局民事局参事官	
同	吉村勝彦	東京地方裁判所民事次席書記官	大武 浩
同	神谷秀行	司法研修所事務局総務課長	
同	小林 剛	司法研修所事務局企画第二課長	堀川浩司
同	竹内 亨	司法研修所事務局企画第一課長	
同	原田 明	さいたま地方裁判所総括主任書記官	綱島紀子
同	廣田幸紀	司法研修所事務局企画第二課長	
同	大儀一博	横浜地方裁判所事務局次長	山田 聰
同	梶原陽一朗	裁判所職員総合研修所事務局長	
同	川崎道治	横浜家庭裁判所事務局長	青柳年泰
同	中井靖夫	裁判所職員総合研修所教官	
同	髭野勝之	水戸地方裁判所事務局長	内野 洋
同	平田浩司	東京高等裁判所民事次席書記官	
同	生田 彰	事務総局総務局審査官	松島健二
同	板野繁樹		
同	富田真生		

東京高等裁判所刑事首席書記官		水戸地方裁判所事務局長	
東京地方裁判所刑事首席書記官	田中美香	さいたま地方裁判所民事首席書記官	宮澤康弘
東京高等裁判所事務局次長		宇都宮地方裁判所民事首席書記官	
事務総局人事局参事官	大和谷 教	長野地方裁判所民事首席書記官	林 秀典
東京高等裁判所事務局人事課長		前橋地方裁判所民事首席書記官	
東京高等裁判所民事次席書記官	横川淳子	横浜家庭裁判所事務局次長	岡田守晃
東京高等裁判所事務局会計課長		前橋地方裁判所刑事首席書記官	
さいたま地方裁判所事務局次長	木田佳子	さいたま地方裁判所刑事次席書記官	川島洋一
東京地方裁判所民事次席書記官		静岡地方裁判所刑事次席書記官	
司法研修所事務局企画第一課長	新升松治	東京高等裁判所主任書記官	中條朋子
東京地方裁判所民事次席書記官兼事務局次長		長野地方裁判所民事首席書記官	橋本 聰
さいたま地方裁判所民事次席書記官	櫻井博三	長野地方裁判所事務局長兼長野家庭裁判所事務局長	
東京地方裁判所主任書記官	松井了平	東京高等裁判所事務局会計課長	黒澤 剛
最高裁判所判事秘書官		新潟地方裁判所事務局長	
東京地方裁判所刑事首席書記官	塙原雅彦	事務総局民事局参事官	河上基也
水戸家庭裁判所事務局長		東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京地方裁判所主任書記官	竹内基雄	福岡家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	及川裕康
最高裁判所判事秘書官		東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	
東京地方裁判所事務局長	山根克彦	札幌家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	野口哲也
横浜地方裁判所事務局長		東京家庭裁判所立川支部庶務課長	
東京地方裁判所民事次席書記官(立川支部配置)	増茂留美	最高裁判所判事秘書官	坂崎恭子
東京高等裁判所主任書記官		横浜家庭裁判所事務局長	
東京簡易裁判所民事首席書記官	清水敦子	裁判所職員総合研修所教官	田内丈青
前橋家庭裁判所事務局次長		横浜家庭裁判所事務局次長	
東京簡易裁判所民事次席書記官兼刑事次席書記官		さいたま家庭裁判所事務局総務課長	阪本恵子
横浜地方裁判所川崎支部庶務課長兼上席主任書記官	柏木 直	横浜家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
横浜地方裁判所事務局長		長野家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	佐藤 潔
新潟地方裁判所事務局長	渡辺征徳	横浜家庭裁判所川崎支部総括主任家庭裁判所調査官	
横浜地方裁判所事務局次長		千葉家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	吉崎恵美
新潟家庭裁判所事務局次長	松村啓秀	さいたま家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	
さいたま地方裁判所民事首席書記官		水戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	和田英樹
前橋地方裁判所民事首席書記官	青木有子	千葉家庭裁判所少年訟廷管理官	
さいたま地方裁判所民事次席書記官		最高裁判所判事秘書官	久保田雄巳
水戸地方裁判所事務局総務課長	佐藤雅人	水戸家庭裁判所事務局長	
さいたま地方裁判所総括主任書記官		東京地方裁判所民事次席書記官兼事務局次長	小林 中
東京高等裁判所主任書記官	林 征兒	水戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	
さいたま地方裁判所刑事次席書記官		東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	
静岡地方裁判所刑事次席書記官	矢島 敦	前橋家庭裁判所事務局次長	小松央典
さいたま地方裁判所事務局次長		東京高等裁判所主任書記官	渡邊堅司
東京地方裁判所民事次席書記官(立川支部配置)	花岡 愛	静岡家庭裁判所事務局次長	
千葉地方裁判所事務局長		東京高等裁判所主任書記官	菅原浩昭
長野地方裁判所事務局長兼長野家庭裁判所事務局長	森本 益		

長野家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 さいたま家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	土屋奈緒美	金沢地方裁判所事務局次長兼金沢家庭裁判所事務局次長 金沢地方裁判所事務局次長	杉本朝生
新潟家庭裁判所首席書記官 静岡家庭裁判所事務局次長	山内清香	名古屋家庭裁判所家事首席書記官 岐阜地方裁判所民事首席書記官	古田 学
新潟家庭裁判所事務局次長 東京高等裁判所主任書記官	名雪 泉	名古屋家庭裁判所事務局次長 名古屋地方裁判所事務局総務課長	中島啓祐
大阪高等裁判所民事次席書記官 神戸地方裁判所民事次席書記官	大串幸男	広島高等裁判所刑事次席書記官 松江地方裁判所事務局次長	溝口真司
大阪高等裁判所事務局総括企画官兼民事次席書記官兼刑事次席書記官 大阪地方裁判所民事次席書記官	福岡佳織	広島高等裁判所事務局総務課文書企画官 岡山地方裁判所裁判員調整官	岸田由紀夫
大阪地方裁判所民事次席書記官 大阪地方裁判所民事首席書記官 京都地方裁判所事務局長	桑田芳男	広島地方裁判所事務局長 岡山地方裁判所事務局長	倉迫孝次
大阪地方裁判所民事次席書記官 京都地方裁判所民事次席書記官 奈良地方裁判所事務局長	松田昌允	岡山家庭裁判所事務局長 松江地方裁判所事務局次長	廣澤嘉孝
京都地方裁判所民事首席書記官 神戸地方裁判所尼崎支部庶務課長兼上席主任書記官	浅野ゆかり	広島高等裁判所事務局総務課文書企画官 岡山家庭裁判所事務局長	山名 聰
京都地方裁判所事務局長 京都家庭裁判所事務局長	磨 正昭	広島高等裁判所刑事次席書記官 福岡高等裁判所刑事首席書記官	大橋憲一郎
神戸地方裁判所民事次席書記官 和歌山地方裁判所刑事次席書記官	安達正広	大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長	田尻昌史
奈良地方裁判所事務局長 大阪高等裁判所事務局総括企画官兼民事次席書記官兼刑事次席書記官	松本勝也	福岡高等裁判所事務局次長 福岡地方裁判所事務局長	花守英二
和歌山地方裁判所刑事次席書記官 神戸地方裁判所刑事訟廷管理官	和田健司	福岡高等裁判所事務局総務課長 福岡地方裁判所刑事次席書記官	杉光 治
京都家庭裁判所事務局長 京都地方裁判所民事首席書記官	井上英樹	福岡地方裁判所民事次席書記官 大分地方裁判所民事次席書記官	開 勝憲
名古屋高等裁判所民事首席書記官 津地方裁判所事務局長	三宅秀明	福岡地方裁判所刑事次席書記官 福岡地方裁判所事務局長	泉 秀樹
名古屋高等裁判所刑事首席書記官 金沢地方裁判所事務局長	早川 太	福岡地方裁判所刑事次席書記官（小倉支部配置） 福岡家庭裁判所事務局長	東 孝賢
名古屋高等裁判所事務局人事課長 事務総局総務局審査官兼情報政策課審査官	瀬田正明	長崎地方裁判所民事次席書記官 福岡簡易裁判所首席書記官兼福岡地方裁判所民事次席書記官兼刑事次席書記官	平井茂喜
名古屋地方裁判所民事次席書記官 金沢家庭裁判所事務局次長	中井啓至	長崎家庭裁判所事務局次長 長崎地方裁判所民事次席書記官	古賀保喜
津地方裁判所事務局長兼津家庭裁判所事務局長 津家庭裁判所事務局長	東 文博	熊本地方裁判所刑事訟廷管理官兼裁判員調整官 長崎地方裁判所事務局長	吉谷啓一
岐阜地方裁判所民事首席書記官 名古屋地方裁判所民事次席書記官	天春優子	福岡高等裁判所事務局総務課長 大分地方裁判所民事次席書記官	永野秀治
金沢地方裁判所事務局長 名古屋高等裁判所事務局人事課長	朱宮陽一	宮崎地方裁判所民事訟廷管理官 大分地方裁判所刑事首席書記官	久保田重雄
	沢田和弘		

熊本地方裁判所刑事次席書記官	黒田康成	青森地方裁判所民事首席書記官	金澤 学
大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長		山形地方裁判所事務局次長	
長崎家庭裁判所事務局長	古賀康平	仙台地方裁判所刑事訟廷管理官	奥山浩次
熊本地方裁判所刑事次席書記官		青森地方裁判所民事首席書記官	
熊本家庭裁判所事務局次長	吉田大輔	秋田地方裁判所事務局次長	堀江秋仁
鹿児島地方裁判所刑事首席書記官		仙台家庭裁判所事務局長	
福岡簡易裁判所首席書記官兼福岡地方裁判所民事次席書記官兼刑事次席書記官		山形地方裁判所事務局長兼山形家庭裁判所事務局長	
宮崎地方裁判所刑事次席書記官	二宮 啓	秋田家庭裁判所事務局次長	出羽 隆
鹿児島地方裁判所民事訟廷管理官	中室秀子	青森家庭裁判所首席書記官	
那覇地方裁判所事務局長		山形地方裁判所事務局次長	澤田哲也
那覇家庭裁判所事務局長	中里直人	旭川検察審査会事務局長	
福岡家庭裁判所事務局長	丸尾孝之	釧路家庭裁判所帶広支部庶務課長兼上席主任書記官	濱本浩之
長崎地方裁判所事務局長		高松高等裁判所刑事次席書記官	
福岡家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	木村直樹	徳島地方裁判所事務局次長	神野 彰
横浜家庭裁判所首席家庭裁判所調査官		高松高等裁判所事務局次長	
福岡家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官		高松地方裁判所事務局長	白神純一
横浜家庭裁判所川崎支部総括主任家庭裁判所調査官	岩永知子	高松高等裁判所事務局総務課文書企画官	
長崎家庭裁判所事務局長		高知家庭裁判所事務局総務課長	市原昌彦
鹿児島地方裁判所刑事首席書記官	矢神清朗	高松地方裁判所事務局長	
長崎家庭裁判所事務局次長		松山地方裁判所民事首席書記官	石川公寛
熊本家庭裁判所事務局総務課長	福富 誠	徳島地方裁判所事務局次長	
熊本家庭裁判所首席書記官		徳島家庭裁判所事務局次長	橘 潤一郎
鹿児島家庭裁判所首席書記官	前田正志	松山地方裁判所民事首席書記官	
熊本家庭裁判所事務局次長		松山地方裁判所事務局次長	水野太平
福岡家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	益田淨子	松山地方裁判所民事次席書記官	
鹿児島家庭裁判所首席書記官		徳島家庭裁判所事務局総務課長	多田 靖
那覇家庭裁判所首席書記官	向吉 修	松山地方裁判所事務局次長	
那覇家庭裁判所首席書記官	吉里賢次	松山地方裁判所民事次席書記官	村岡恵子
福岡地方裁判所民事次席書記官	横山勝行	徳島家庭裁判所事務局次長	
那覇家庭裁判所事務局長		高松高等裁判所事務局総務課文書企画官	塩見武和
熊本家庭裁判所首席書記官		定年退官	
仙台高等裁判所民事訟廷管理官	平山宗昭	東京高等裁判所判事	野口佳子
仙台高等裁判所事務局総務課文書企画官			(以上8月1日)
仙台高等裁判所事務局総務課文書企画官	藤井律子		
盛岡地方裁判所事務局総務課課長補佐			
仙台地方裁判所刑事首席書記官	中井隆利		
仙台家庭裁判所事務局長			
福島地方裁判所刑事首席書記官	後藤 巍		
青森家庭裁判所首席書記官			
山形地方裁判所事務局長兼山形家庭裁判所事務局長			

◎令和6年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験問題（論文）

第一部

憲法

第1問

国政調査権の性質及び範囲について説明した上で、「国会が、係属中の国家賠償請求事件につき、担当裁判官に対し、同事件における国の行為が違法かどうかについての心証を尋ねることは、国政調査権の行使として許される。」との見解について論ぜよ。

第2問

思想及び良心の自由について説明した上で、公立高校の校長が、国旗・国歌に否定的な歴史観や世界観を有している教諭Aに対し、卒業式の際に、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することを命ずることは、Aの思想及び良心の自由を侵害するかについて論ぜよ。

民法

第1問

Aは、Bから、B所有の甲土地を駐車場として賃借したが、その引渡前から、Cが、何ら権原なく甲土地に駐車していた。

①Aの賃借権が登記されている場合、②Aの賃借権が登記されていない場合に分けた上で、Aは、Cに対し、賃借権に基づいて甲土地の明渡しを請求することができるか、賃借権が債権であることに留意しつつ論ぜよ。また、賃借権に基づいて甲土地の明渡しを請求することができない場合は、それ以外の権利を行使して甲土地の明渡しを請求することができるかについても論ぜよ。

第2問

Aは、令和2年5月1日、B所有の甲土地を自己の所有地であると過失なく信じて占有を開始したところ、Aは、令和5年10月31日に死亡し、Aの子であるCが、同日、Aを相続して甲土地の占有を開始した。Cは、甲土地がAの所有地であり、相続により自己が取得したものと過失なく信じていた。その後、Bは、令和13年7月1日、Dに対し、甲土地を売却し、所有権移転登記をした。甲土地を占有していたCは、同年10月31日、Dに対し、甲土地につき取得時効を援用した。

この場合、Cは、Dに対し、甲土地の所有権移転登記請求をすることができるか。Cが行使する登記請求権の種類に言及しつつ論ぜよ。

刑法

第1問

A社の従業員である甲は、深夜、他の従業員が帰宅して無人となったA社の事務所内で残業中に、自席で喫煙を始めた。その後、甲はトイレに行くために、たばこに火をつけたまま自席を離れたが、その間に、たばこの火が周囲の書類に燃え移った。トイレから自席に戻ってきた甲は、書類が燃えているのを見つけたが、残業の疲れから、このまま事務所全体が燃えてしまえば仕事をしなくてよくなると考え、事務所備付けの消火器を使うなどの消火活動を何を行うことなく、事務所の外に出て帰宅したところ、A社の事務所は全焼するに至った。

甲の罪責について論ぜよ。

第2問

次の各場合において、甲及び乙の各行為について、詐欺罪が成立するか、詐欺罪が成立しない場合には、他に何罪が成立するかを論ぜよ。

(1) 甲は、Aが営む時計店において、Aに対し、ショーケースに陳列されていた腕時計を指して、「この時計を試着したい。」と述べた。Aは、時計をショーケースから取り出して甲に試着させたところ、電話がかかってきたため離席した。

甲は、Aが離席したことから、代金を支払ったことにして時計を取得しようと考えて、戻ってきたAに対し、実際は代金支払未了であるのに、「離席している間に店員Bに代金を支払った。時計を包んでほしい。」と申し向け、これを信じたAから包装された時計を受け取って同店から立ち去った。

(2) 乙は、Aが営む時計店において、試着した隙に時計を持ち去ろうと考えて、Aに対し、購入する意思もないのに、ショーケースに陳列されていた腕時計を指して、「この時計を試着したい。」と述べた。Aが時計をショーケースから取り出して乙に試着させたところ、乙は、隙を見て、時計を着けたまま同店から走り去った。

民事訴訟法

第1問

Xは、Yを被告として、「Xは、令和5年3月1日、Yに対し、弁済期を同月31日として200万円を貸し付けたが、Yは、弁済期を過ぎても返済しない。」との記載のある訴状及び200万円の消費貸借契約書（以下「本件契約書」という。）を提出し、Yに対し、200万円の支払を求める貸金返還請求訴訟を提起した。訴状、本件契約書及び呼出状の送達を受けたYは、「Xの主張する事実は全て認

める。」との記載のある答弁書を提出した。同訴訟の同年7月3日の第1回口頭弁論期日において、Xは出頭し、訴状を陳述したが、Yは出頭しなかった。この場合において、裁判所は、同期日において、弁論を終結し、Xの請求を認容する判決を言い渡すことができるか。①答弁書の陳述の可否、②本件契約書の証拠調べの要否に言及しながら論ぜよ。

第2問

次の各小間に答えよ。

- (1) Xは、Yに時計を300万円で売った（以下、この契約を「本件契約」という。）として、Yに対し、本件契約に基づく代金300万円のうち一部であることを明示して、100万円の支払を求める訴えを提起した。裁判所は、本件契約が締結されたとは認められないとして、Xの請求を棄却する旨の判決（以下「本判決」という。）を言い渡し、本判決は確定した。本判決の既判力が具体的にどのような判断について及ぶか、論ぜよ。
- (2) 本判決が確定した後、Xは、Yに対し、本件契約に基づく代金300万円のうち残部である200万円の支払を求める訴えを提起することができるか、論ぜよ。

刑事訴訟法

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 令状主義の意義及び趣旨について簡潔に述べた上で、現行犯逮捕がその例外とされている趣旨について説明せよ。
 - (2) 警察官Aは、徒歩でパトロール中に、目の前で、甲がBをナイフで切りつけてBにけがをさせた上、走り去ろうとするところを現認したため、即座に甲を追いかけ、一度も見失うことなく追跡し、事件発生から1分後に事件現場から400メートル離れた場所において、Bに対する傷害の被疑事実で甲を現行犯逮捕した。
- Aが甲を逮捕したことの適法性について、上記(1)の趣旨に照らしながら論ぜよ。

第2問

次の各小間に答えよ。

- (1) 訴因の意義及び機能について簡潔に述べた上で、訴因変更の要否の一般的な判断基準について説明せよ。
- (2) 甲は、Aに暴行を加えて死亡させたという傷害致死被告事件で起訴されているところ、審理の結果、裁判所は、甲にはAに対する殺人罪が成立する旨の心証を抱いた。裁判所が、訴因変更の手続をとることなく、心証どおりの犯罪事実を認定し

て殺人罪で有罪判決を言い渡すことができるかについて、小問(1)の訴因変更の要否の一般的な判断基準に照らしながら論ぜよ。

第二部

憲法

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 地方公共団体が制定する条例の意義について述べた上で、条例制定権の根拠について説明せよ。
- (2) 条例制定権と法律との関係について説明した上で、地方公共団体が制定する条例が、ある法律に違反するかについて、①法律で規制されていない事項を規制することができるか、また、②法律で規制する事項について法律で定められた規制基準よりも厳しく規制することができるか、について論ぜよ。

第2問

薬局の競争激化によって不良医薬品が供給されることを防ぐことを目的として、「薬局を開設するには既存の薬局の店舗との間に1キロメートルの距離を置かなければならず、都道府県知事は、この制限に違反する場合は開設を許可しないことができる」旨の法律が定められていた。Aは、B知事に対し、薬局の開設の許可を求めたところ、B知事は、Aが開設を求めた場所から1キロメートル以内にすでに他の薬局の店舗が存在することを理由として、上記法律に基づき、薬局の開設を許可しなかった。

この事例における憲法上の問題点について論ぜよ。

民法

第1問

Aは、令和5年3月1日、Bに対し、A所有の甲土地を代金2000万円、代金支払日を同月31日として売却し（以下、この契約を「本件売買契約」という。）、所有権移転登記をしたが、Bが代金支払日を経過しても代金を支払わなかったため、Aは、同年4月5日、Bに対し、代金の支払を催告した上、同月15日、本件売買契約を解除した。他方、Bは、同年3月20日、Cに甲土地を贈与して引き渡し、同日、所有権移転登記をした。この場合において、Aは、Cに対し、甲土地の明渡しを求めることができるか。Aの請求の根拠となる権利に言及しつつ論ぜよ。

第2問

Bは、A所有の甲土地をAから購入したが、甲土地の登記はA名義のままである。この場合において、次の各小間に答えよ（各小間は独立したものとする。）。

- (1)ア Bは、Aに対し、物権的登記請求権に基づき、甲土地の所有権移転登記手続をするよう請求することができるか。
イ Bは、Aに対し、債権的登記請求権に基づき、甲土地の所有権移転登記手続をするよう請求することができるか。
- (2)その後、Cは、甲土地をBから購入したが、甲土地の登記はA名義のままであった。
ア Cは、甲土地をAから購入したDに対し、自らが甲土地の所有者であると主張することができるか。
イ BがAに対して甲土地の所有権移転登記手続をするよう請求しない場合、Cは、AからBへの甲土地の所有権移転登記を実現するために、どのような方法をとることができるか。

刑 法

第1問

- 次の各小間に答えよ。
- (1) 不作為による詐欺について、簡潔に説明せよ。
(2) 甲は、Aが営む商店で1000円の商品を購入する際、店主のAに対して5000円札1枚を手渡したところ、1万円札と勘違いしたAが釣銭として9000円をレジから取り出した。甲は、これを見て、Aが勘違いしていることに気づいたが、何も言わずに9000円を受領して立ち去った。この場合において、甲は、詐欺罪の罪責を負うか。

第2問

甲は、夜道を一人で歩いていたところ、背後から何者かに突然肩をつかまれたため、暴漢から殴られると想い込み、身を守ろうとして、肩をつかんできた者を両手で突き飛ばした。ところが、実際には、甲の知人であるAがたまたま甲を見かけたため、挨拶をしようとして甲の背後から肩をつかんだだけであった。

甲の罪責について論ぜよ。

最 高 裁 判 所 規 則

『刑事訴訟規則の一部を改正する規則について』

標記の規則（令和五年最高裁判所規則第三号）が、令和五年七月十八日に公布されました。

この規則は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、公訴時効の期間の証明に關し、必要な事項を定めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行されます。

（規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎刑事訴訟規則の一部を改正する規則

（令和五年七月一八日公布 最高裁判所規則第三号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文 II 別添のとおり

刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

新

(証明資料の差出・法第二百五十条)

(新設)

旧

第一百六十五条の二 公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わつた時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければなら

らない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。